

通信・放送の総合的な法体系と新ビジネス

谷脇 康彦 総務省 情報通信国際戦略局情報通信政策課長

通信・放送の枠を越えた自由な事業展開が可能に 新事業モデルの創出が日本経済の復活に大きく貢献

ブロードバンドサービスの普及に伴い、IPネットワーク経由で放送コンテンツを視聴したり、ダウンロードしたポッドキャストのコンテンツをモバイル端末で視聴したりする光景も日常的になってきた。今後、さらに急速な技術革新が進むなか、通信・放送の融合・連携サービスはますます増えていくだろう。技術革新の果実を誰もが享受できるような「活き活きとした」市場環境を創出していくためには、長年にわたって形作られてきた通信・放送関連の規制の枠組みも大幅に見直す必要がある（文中意見にわたる部分は筆者の個人的な見解です）。

融合・連携が進む通信・放送市場

日本のどこにいてもブロードバンドが使える環境を整備するため、総務省は、2008年6月、「デジタルディバイド解消戦略」を公表し、2010年度末までに全国の「ブロードバンドゼロ地域の解消」を実現することを目標に掲げた。そして、通信事業者や地方自治体の地道な努力により、2010年度末を待たずに、この目標は実現の目途が立った。

放送市場ではどうか。現在、官民一体で推進している地上デジタル放送だが、放送事業者の懸命な努力により、世帯カバー率は98%（2009年12月）、世帯普及率も83.8%（2010年3月）となっており、2011年7月の地上デジタル放送への完全移行に向けてラストスパートをかけている。

こうした通信・放送ネットワークの「完全デジタル化」が実現すると、デジタルコンテンツは劣化することなく、

多様なネットワークを介して視聴者に届けることが可能になる。現在、メディアコンテンツのマルチユース^(*)比率は、市場全体の22.3%（2007年時点）にとどまっているが、「完全デジタル化されたネットワーク」を経由して、この比率を飛躍的に向上させるほか、通信・放送の垣根を越えた新たなサービスが数多く登場することが期待される。

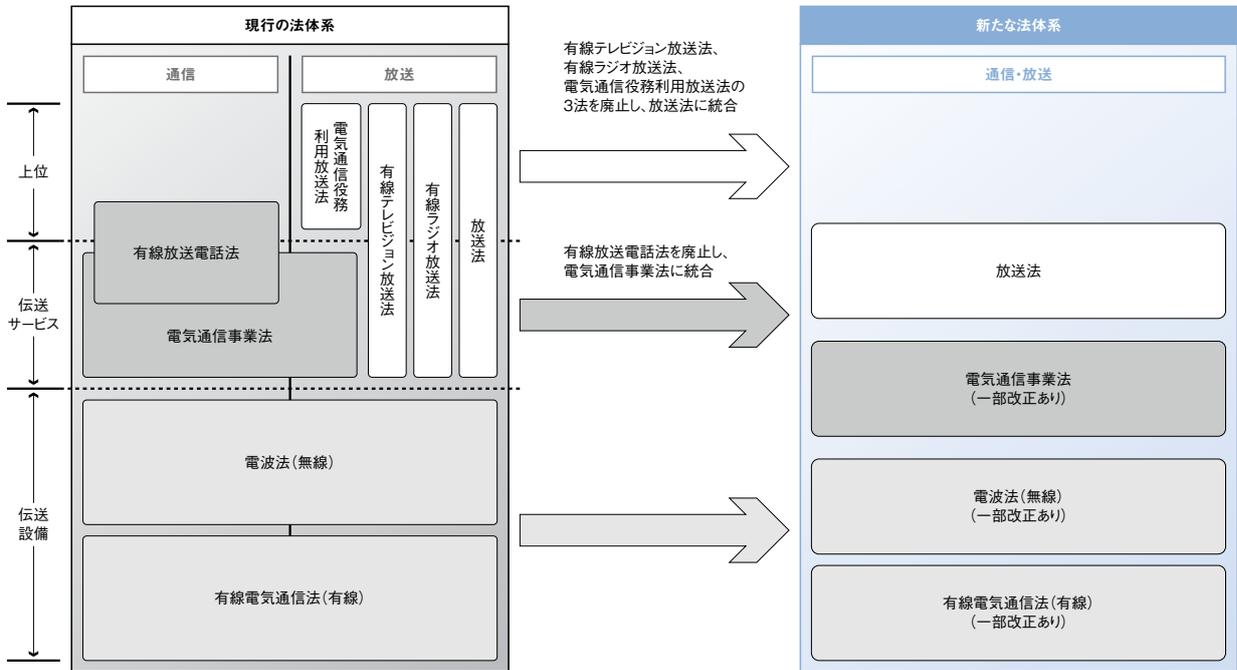
しかし、制度的な罅路によって、市場の創出や新しい事業モデルの登場が阻まれる事態は回避する必要がある。このため、総務大臣の諮問機関である情報通信審議会は、市場環境の変化に対応した「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について検討を行い、2009年8月、答申を総務大臣に提出した。

新たな法体系の整備

この答申を踏まえて、2010年3月、総務省は「放送法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。通信・放送市場の融合・連携は、今後急速に進むだろう。しかし、通信サービスは「通信の秘密」（憲法第21条第2項）を守ることが求められ、他方、放送サービスでは「表現の自由」（同第21条第1項）を確保することが求められるというサービス特性の違いは、今後とも残ると考えられる。このため、今回の法案は、通信と放送では互いに維持すべき法益や目的が異なることから、単純に関連法制を一本化するというアプローチはとっていない。

つまり、今回の法案では、レイヤー型規制の枠組みを念頭に置きつつ、伝送設備に関する規律としては「電波法」および「有線電気通信法」を、また、伝送サービスに

図1 通信・放送法体系の見直し



(注) NTT法、青少年インターネット環境整備法、プロバイダ責任制限法等は、今般の改正の対象外。

出所 総務省

については「電気通信事業法」を基本的に維持したうえで、最上位のレイヤーについては、「有線テレビジョン放送法」「有線ラジオ放送法」「電気通信役務^(*)利用放送法」の3法を廃止し、「新放送法」に一元化している(図1参照)。

ハードとソフトの組み合わせで 自由な事業展開が可能に

これまで、放送事業者は適用される法律によって、ハード(放送設備)とソフト(放送サービス)の運営主体の関係が個別に決められている。

「電気通信役務利用放送法」では、衛星放送のように、ハード(受託放送事業者)とソフト(委託放送事業者)は別個の事業者であることが求められる一方、「放送法」や「有線テレビジョン放送法」では、ハードとソフトが一体となる放送事業者のみを想定していた。

しかし新放送法では、こうしたハードとソフトの組み合わせが自由に行えることとなり、従来に比べて自由な事業展開が可能となる。

例えば、放送事業者がワンセグ放送を除く12セグメント^(*)の放送波を使い、SD(標準画質)方式で3チャン

ネルの放送を行う場合、そのうちの1チャンネルを他の放送事業者にも使用させることも可能となる。

また、今回の電波法改正により、通信・放送の両方の用途に電波を使用することを認めることとしている。このため、放送事業者が放送休止時間に、大容量のコンテンツを放送波で視聴者のハードディスクにダウンロードする通信サービスを提供することも可能となる。さらに、SD1チャンネル分を他の通信事業者に貸し出し、通信サービスの提供に用いることも可能となる。

その際、通信・放送の両方の用途に使える無線局を使って放送事業から通信事業に参入する場合は、総務大臣への届け出が必要。逆に、通信事業から放送事業に参入する場合は、登録または届け出が必要となる。このように、通信と放送の相互参入を可能とする仕組みが、今回の新放送法の改正のポイントの1つとなっている。

なお、こうしたハードとソフトの組み合わせが弾力的になることにより、例えば地域ブロックの中で放送事業者がハードは共有化し、ソフト(地域放送)は引き続き従来と同様のサービスを提供するといった経営の効率化を図ることも可能となる。

このように、ハードとソフトに放送事業が分かれるこ

とに伴い、ハード事業については「免許」、ソフト事業については「認定」が必要となる。ただし、地上テレビ放送のように、ハード・ソフト一致で事業を継続する場合、従来と同様、「免許」手続き一本で足りることとしており、追加の事業者負担が生じない仕組みとしている。

動き出した通信・放送連携サービス

通信・放送連携サービスは、すでに「実験」という形で動き出している。

例えば、広島県福山市でAMIO (All Media in One) フォーラムが中心となって実施中の実験がある。これは、テレビ放送に使用している放送波(UHF帯^(※4))の電波に、電子チラシ情報や新聞データ、動画情報などを重畳させて配信するものである。こうした取り組みを通じて、従来は紙媒体で配信されていた情報を放送波を使って配信するシステムの実現が可能となる。

また、将来的には、1兆円規模の市場に成長することが期待されるデジタルサイネージとの連携も進み始めている。鳥根県松江市では、鳥根ユビキタスプロジェクト推進協議会が中心となって、放送波(UHF帯)の空き地を利用して、デジタルサイネージへのコンテンツ配信などを展開している。具体的には、商店街の店舗に設置したデジタルフォトフレームに、生活情報や大学の学園祭の情報などを配信する試みが行われている。

同様の試みは、福岡県福岡市でも行われている。同市では、放送事業者や公共運輸機関の協力を得て、放送波(VHF帯^(※5))を使って街中のサイネージ端末500台や西鉄バス内に設置されたサイネージ、さらに携帯電話に公共情報を配信する実験が進められている。

こうした取り組みは、地方に根差した「活きた」ローカル情報をパソコンのみならず、デジタルサイネージ、携帯電話などの多様な端末に送信するものであり、受け手の趣味嗜好を加味した「お好みコンテンツ」の配信なども今後実用化していくことだろう。

これまで紹介したプロジェクトは、現在、総務省「ユビキタス特区」などの枠組みで実証実験として行われており、地域が限定される。しかし、法体系の見直しが実現すれば、こうした通信・放送連携型の新しい事業モデルが全国各地に多数登場し、地域の活性化に貢献することが期待される。

ホワイトスペースを利用した地域活性化対策の検討

ホワイトスペースの活用も焦眉の急だ。ホワイトスペースとは放送の「空きチャンネル」であり、移動中も空きチャンネルを自動的に感知しながら、「くぐり抜け」しながら通信サービスを提供することが可能となる。

米国FCC(連邦通信委員会)は、すでに2008年11月に、ホワイトスペースの活用を制度的に可能にしている。しかし、国土の狭い日本の場合、放送用の基地局が稠密に設置されているため、ホワイトスペースを開放することにより、放送の視聴者に電波干渉などのトラブルが発生しないかどうか、技術的な観点からも慎重に検討する必要がある。

総務省では、2009年11月から「新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム」(座長:土井範久中央大学理工学部教授)において、ホワイトスペースを活用した地域活性化策などについて検討が進められており、2010年7月にも検討結果が取りまとめられることとなっている。

今後の取り組み

2010年4月、原口総務大臣は「ICT維新ビジョン2.0」を公表した。注目されるのは、ICTのもつ経済効果だ。ICT関連投資を、現在の20兆円(2009年度)から40兆円(2020年度)に倍増させることにより、今後10年間の平均潜在成長率は約2.6%(過去10年間の平均値は約0.9%)に上昇する。そして、全産業での新市場創出効果は70兆円超、雇用創出効果は380万人が達成可能としており、ICTの利活用の徹底による関連投資増の経済効果は極めて大きい。

通信・放送の新たな法体系は、ICTを軸とした新たな経済成長を実現するための「鍵」となるものであり、この新たな枠組みのもと、引き続き、新事業モデルの創出を積極的に支援していくことこそが、日本経済の復活に大きく貢献することになるだろう。

(※1) マルチユース:1つのデータ(情報)を複数の目的やメディアで利用すること。

(※2) 電気通信役務:電気通信サービス。

(※3) セグメント:デジタル放送を伝送するための周波数帯域の区分単位。各放送事業者に割り当てられた6MHzを13分割した1ブロックを1セグメントという。

(※4) UHF帯:極超短波帯(300MHz~3GHz)。

(※5) VHF帯:超短波帯(30MHz~300MHz)。



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp